

国際医療福祉大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、国際医療福祉大学学則（以下「大学学則」という。）第43条及び国際医療福祉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第10条第2項に基づき、国際医療福祉大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

- 2 学士の学位は、別表1のとおりとする。
- 3 修士の学位は、別表2のとおりとする。
- 4 博士の学位は、別表3のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則第42条により本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院学則第8条第1項及び第2項により修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則第8条第3項及び第4項により博士課程を修了した者には、甲種の学位を授与する。

- 2 前項に定める者のほか、学位は、別に定める資格を持ち、本学に学位論文を提出して、その審査に合格した者には、乙種の学位を授与することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学した日から3年以内に学位論文を提出し、その審査に合格した場合には、第1項によるものと同様に甲種の学位を授与する。

(学位論文の提出)

第6条 第4条及び前条第1項による者の学位論文は、研究科長に提出するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定により、学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査料を添え、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文)

第7条 博士及び修士の学位論文は、1篇に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

- 2 受理した学位論文等及び既に納付された学位論文審査料は、返還しない。
- 3 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

(審査員)

第8条 研究科会議は、第6条第2項の規定により、学位論文が審査に付されたときは、当該研究科の教員のうちから、3人以上の審査員を選任し、学位論文の審査及び試験を委託しなければならない。

- 2 研究科会議が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、本学の教員又は教員

であった者を学位論文の審査及び試験の審査員に委嘱することができる。

3 研究科会議は必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

4 研究科会議は、第1項の審査員のうち1人を主任審査員として指名しなければならない。

(審査期間)

第9条 修士の学位の授与に係る論文の審査及び試験は、論文提出後2か月以内に、また、博士の学位の授与に係る論文の審査及び試験は、論文提出後1年以内に終了しなければならない。

(試験)

第10条 修士の学位又は博士の学位の授与を申請した者については、学位論文の審査のほか、面接試験を行う。この試験の方法は研究科会議において定める。

(審査結果の報告)

第11条 修士の学位又は博士の学位に関する審査が終了したときは、審査員はすみやかに審査の結果及び評価に関する意見を記載した審査報告書を研究科会議に提出しなければならない。

(学位論文の判定)

第12条 研究科会議は、前条の審査の報告に基づき、審議のうえ、学位授与の可否を決定する。

2 前項の判定を行う研究科会議には、構成員の過半数の出席を要し、合格の判定については、出席した構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。この場合の定足数の算定に当たっては、外国出張中の者、休職中の者及び所属長の許可を得て出張中の者は、当該研究科会議の構成員の数に算入しない。

3 研究科会議が第1項の可否を決定したときは、研究科長はこれを学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、前条第3項の規定による報告に基づいて学位を授与し、学位記を交付する。

2 学位を授与できない者には、その旨通知する。

(論文要旨等の公表)

第14条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨は、インターネットの利用により、当該博士の学位を授与した日から3か月以内にこれを公表する。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により、公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表されているときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科会議の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により、公表することができる。

る。この場合、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 第1項の規定により公表する場合は、当該論文に「国際医療福祉大学審査学位論文(博士)」と、また前項の規定により公表する場合は、当該論文の要旨に、「国際医療福祉大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第16条 本学の授与する学位には、国際医療福祉大学と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 本学において博士又は修士の学位を授与された者につき、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科会議の議を経て、すでに授与した学位を取り消し、学位記を返還させるものとする。

2 研究科会議において、前項の議決を行う場合は、第12条第2項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年5月27日から施行する。

2 第14条及び第15条の規定は、この規程の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表1

学 部	学 科	学 位(専攻分野)
保健医療学部	看護学科	学士(看護学)
	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)
	言語聴覚学科	学士(言語聴覚学)
	視機能療法学科	学士(視機能療法学)
	放射線・情報科学科	学士(放射線・情報科学)
医療福祉学部	医療福祉・マネジメント学科	学士(医療福祉学)、学士(医療マネジメント学)
薬学部	薬学科	学士(薬学)
福岡保健医療学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)
	言語聴覚学科	学士(言語聴覚学)
	医学検査学科	学士(医学検査学)
小田原保健医療学部	看護学科	学士(看護学)
	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)
福岡看護学部	看護学科	学士(看護学)

別表2

研究科	専 攻	学 位(専攻分野)
医療福祉学研究科	保健医療学専攻	修士(保健医療学)、修士(看護学)、 修士(助産学)、修士(言語聴覚学)、 修士(生殖補助医療学)
	医療福祉経営専攻	修士(医療福祉学)、修士(診療情報管理学)、 修士(医療ビジネス経営学)、修士(医療福祉管理学)、 修士(介護福祉・ケアマネジメント学)、 修士(医療福祉ジャーナリズム学)
	臨床心理学専攻	修士(臨床心理学)
薬科学研究科	生命薬科学専攻	修士(薬科学)

別表3

研究科	専 攻	学 位(専攻分野)
医療福祉学研究科	保健医療学専攻	博士(保健医療学)、博士(看護学)、 博士(助産学)、博士(言語聴覚学)、 博士(生殖補助医療学)、博士(医療福祉経営学)、 博士(医療福祉学)、博士(診療情報管理学)、 博士(介護福祉・ケアマネジメント学)、 博士(医療福祉ジャーナリズム学)、 博士(臨床心理学)
薬学研究科	医療・生命薬学専攻	博士(薬学)